

加西市手話言語条例を制定

しゅわ
手話

げんご
言語

じょうれい
条例

うれしい



しゅわげんごじょうれい
手話言語条例って、何ですか？

しゅわ げんご
手話は言語

わたし にほんご はな しゅわ しや げんご
私たちが日本語を話すように、手話はろう者の言語です。

- ・手話で「日常生活・社会生活」ができるようにする。
- ・手話が「使用しやすい環境」を整える。

これらを目的に、「手話の理解・普及促進」を図るための
じょうれい
条例です。

じょうれい
条例では、どんなことが決められているの？

じょうれい
条例では、次のことが決められています。

しみん やくわり
市民の役割

しゅわ りかい ふか し せさく きようりよく
手話の理解を深める。市の施策に協力する。

じぎょうしゃ やくわり
事業者の役割

しゅわ りよう しゅわ かんきよう つと
手話で利用しやすい「サービス・環境づくり」に努める。

し やくわり
市の役割

しみん りかい そくしん つぎ せさく すいしん
市民の理解を促進する。次の施策を推進する。

- ・「手話の理解・普及」を図る施策
- ・「手話で情報を得られる」機会を拡大する施策
- ・「手話通訳者の確保・養成」など、意思疎通を支援する施策
- ・学校教育における「手話の理解・普及啓発」
- ・手話が必要な児童生徒に、手話による学習支援に努める。